

## 会 議 録

名 称 令和4年度第7回 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
日 時 令和4年12月27日(火) 午後2時00分～午後3時37分  
場 所 世田谷区役所 第1庁舎5階 庁議室  
出席委員 山田健太 斉木秀憲 高山梢 山辺直義 上田啓子 旦尾衛 朝倉宏美 藤原和子  
中村重美 大重史朗 小島昭男  
説明員等 総務部区政情報課長 末竹秀隆  
番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課長 恵見明文  
障害福祉部障害保健福祉課長 越智則之  
子ども・若者部子ども家庭課長 小松大泰  
世田谷保健所副参事 荒木義昭 世田谷保健所健康推進課長 宮本千穂  
住民接種担当部長 久末佳枝  
事 務 局 総務部長 池田豊 総務部区政情報課長 末竹秀隆  
DX推進担当部DX推進担当課長 齊藤真徳  
DX推進担当課DX推進担当係長 服部英樹  
区政情報課区政情報係長 小田純也 区政情報課区政情報係 立石雄太 西條真規

### 会議次第

#### (1) 審議事項

諮問第999号

「健康推進業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置、「健康推進業務」における新たな個人情報の項目の電子計算機への記録及び「健康推進業務」における外部の電子計算機との回線結合について

( 出産・子育て応援事業の実施 )

諮問第1000号

「健康推進業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について

( 妊活オンライン相談等事業委託 )

諮問第1001号

「子ども家庭支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置及び「子育て支援業務」における個人情報の「子ども家庭支援業務」への目的外利用について

(家事支援用品購入支援事業の実施)

諮問第1002号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について  
(地域障害者相談支援センター業務委託における個人情報の項目の追加)

諮問第1003号

特定個人情報保護評価における第三者点検について

(予防接種実施事務)

(2) 報告事項

・事前送付した報告事項に係る質問への回答について

(報告第351号から報告第353号まで)

(3) その他報告事項

・諮問第994号「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う世田谷区の個人情報の取扱いに関する運用上の細則等について」の答申について

## 1. 開 会

会長 ただいまから令和4年度第7回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

本日の出席委員などにつきまして事務局より御連絡をお願いいたします。

区政情報課長 事務局の区政情報課長、末竹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も、皆様、情報公開・個人情報保護審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

本日は土田委員と太田委員から御欠席の連絡をいただいております。また、旦尾委員から遅れて御参加という旨をご連絡いただいております。現在過半数の委員の出席がございますので、審議会条例に基づき会議が成立していることを御報告申し上げます。

会長 それでは、事前にお送りしております令和4年度第5回審議会の会議録について確認いたします。既に各委員におかれましてはお目通しいただいていると存じますが、内容につきまして何かありますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 よろしければ、令和4年度第5回審議会の会議録はこのとおり決定いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、傍聴の有無につきまして、事務局、いかがでしょうか。

区政情報課長 本日は傍聴の希望はございません。

## 2. 議 事

### (1) 審議事項

会長 では、早速、審議に入ります。本日は諮問案件が5件になっております。

諮問第999号

会長 まず、諮問第999号です。事務局説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、お送りさせていただきました資料の1ページを御覧ください。

「健康推進業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置、「健康推進業務」における新たな個人情報の項目の電子計算機への記録及び「健康推進業務」における外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

次の2ページからが諮問の内容となっております。

所管課は世田谷保健所健康推進課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託、6、電子計算機への記録、7、回線結合でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

世田谷保健所副参事 世田谷保健所副参事の荒木と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、今お話にありました2ページ目、審議資料No.1を御覧いただければと思います。諮問第999号、出産・子育て応援事業の実施に関して御説明いたします。

「健康推進業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置、新たな個人情報の項目の電子計算機への記録及び外部の電子計算機との回線結合についてです。

初めに、事業の概要です。この事業は、閣議決定された総合経済対策を受けて、国が新たに出産・子育て応援交付金事業を創設し、全ての家庭が安心して出産・子育てができるよう、各区市町村が実施主体となり、相談支援の充実と経済的支援としてのギフトの支給を一体として推進する事業でございます。区といたしましては、妊娠期や出産後の面談やアンケート調査に御回答いただいた方を対象に、妊娠及び出産後にそれぞれ現金で5万円を支給いたします。

続きまして、第1、外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

1、委託の件名は記載のとおりでございます。

2、委託の内容です。2ページ目の下段から3ページ目を御覧ください。(1)管理システムの構築・保守及びデータ作成業務です。管理システムを構築し、区が提供する支給対象者のデータをセットアップするとともに、支給対象者データを作成します。

(2)申請書類の発送と受付後処理業務です。支給対象者データに基づき、申請書類を印刷、封入し、支給対象者に発送、その後、提出された申請書類や電子申請で受け付けた内容を確認し、支給に必要なデータを作成して区へ引き渡してもらいます。その後、区が内容を確認の上、支給決定を行い、委託先が対象者に支給決定通知書を発送いたします。

(3)アンケート書類の発送・受付後処理業務については記載のとおりでございます。

(4)コールセンター業務についてです。支給及びアンケートに関するコールセンター業務を行い、区民からの電話による問合せに対応いたします。

3、諮問の趣旨及び4、対象となる個人の範囲は記載のとおりです。

5、委託で取り扱う個人情報の項目及び件数についてです。3ページ下段から4ページにかけて御覧ください。(1)個人情報の項目です。区から委託先へ提供する項目につい

ては、区が把握している情報の中で、支給に必要な最低限の項目に絞って提供いたします。委託先が本人から収集する項目では、支給に必要な最低限の項目のみ取り扱うことといたします。区及び本人以外から委託先へ提供するものはございません。

(2) 件数の見込みについては記載のとおりでございます。

6、個人情報を取り扱う場所については、委託先の施設となります。

項目7から11については、記載のとおりでございます。

12、委託の開始時期及び期間でございます。令和5年1月下旬から継続して行う予定でございます。

13、委託先は現時点では未定となっており、プロポーザル方式により事業者を選定し、1月下旬に決定する予定でございます。

5ページ目にお移りください。第2、新たな個人情報の項目の電子計算機への記録についてでございます。

1、電子計算機に記録する理由です。1万人を超える対象者情報を正確かつ効率的に管理するために、新たに管理システムを構築する必要があります。当該システムを構築した後、申請書及びアンケートの受付、進捗状況を記録し、申請者からの照会などへ迅速かつ的確に対応するため、当該個人情報を管理システムに記録していきます。

2、諮問の趣旨から4、記録する個人情報の項目及び件数については記載のとおりでございます。

5、電子計算機に記録する方法です。区の既存のシステムから抽出した対象者情報を区の電子計算機と委託先のクラウドサーバー上のアプリケーションとの間でL G W A N回線を使用し、データ連携を行い記録いたします。また、申請書の受付、進捗状況を記録するための情報は、区職員または委託先の従事者がL G W A N回線または一般回線を利用し、委託先のクラウドサーバー上のアプリケーションへ直接入力することにより記録いたします。

6、区の個人情報の保護管理体制です。世田谷区情報セキュリティ対策基準及び健康推進課の情報セキュリティ実施手順書を遵守いたします。

6ページ目を御覧ください。項目7は記載のとおりでございます。

第3、外部の電子計算機との回線結合についてです。

1、回線結合する理由です。新たに導入する管理システムは、クラウド上での運用となり、健康推進課が委託先の管理するサーバーに接続して利用します。これに伴い、区の電

子計算機と委託先の電子計算機を回線結合する必要がございます。

項目2から5については、記載のとおりでございます。

6、回線結合の方法です。委託先が管理する管理システムサーバーに接続するための端末を健康推進課内に配備し、L G W A N回線または一般回線により回線結合を行います。なお、一般回線については、インターネットV P Nの導入により、セキュリティを確保いたします。

項目7から9については記載のとおりでございます。

7ページ目を御覧ください。第4、外部の電子計算機との回線結合についてです。

1、回線結合する理由でございます。区と委託先とのデータのやり取りについては、L G W A N回線を利用したデータ伝送により行うことといたします。その他については記載のとおりでございます。

また、項目2から10についても記載のとおりでございます。

御説明は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

会長 では早速、質問はありますか。

委員 今説明をいただいた中で、支給対象者データとアンケートの対象者というところがありますけれども、そこに出産・子育て応援ギフトの支給対象者約1万4,000件というのがあります。それから、アンケートの対象者が約7,000件とありますが、このギフトの関係は、妊娠時及び出産時におのおの5万円ということは、2回にわたって、トータルで1万4,000件。したがって、アンケートの対象者が妊娠8か月前後の方ということなので、実質はこの7,000件という形で捉えてよろしいのかどうか、それがまず1つです。

それから、その次の5ページのところです。5の電子計算機に記録する方法というのがある、そこに「区の区民健康情報システムから抽出した対象者情報」という記述になっておりますけれども、そもそも区民健康情報システムというもののトータルの件数がどのくらいで、そこから対象者情報を抽出するということだと思っておりますけれども、この抽出して把握をする方法といいますが、その根拠になっているのは何をもってその数字を出しているのか、その数字の関係を確認の意味で教えてもらいたいと思います。

3点目は、6ページの回線結合のところに関わって、L G W A N回線または一般回線という表現になっていますが、L G W A N回線はセキュリティの関係でも一定の機密性を持っているわけですが、一般回線ということになり、その際には、インターネットV P Nの導入ということで、仮想専用接続を行うという表現になっているんですが、これが

L G W A N回線と比較して、セキュリティをきちんと確保できるものであるのかどうか、念のために教えていただきたいと思います。

世田谷保健所副参事 承知しました。世田谷保健所の荒木から御説明いたします。

まず1つ目、件数についてです。委員がおっしゃるとおり、4ページの一番上、出産・子育て応援ギフトの支給対象者1万4,000人、7,000件の妊娠届と出生の7,000件を合わせた年間の1万4,000件という意味合いになります。なので、アンケートの対象者は妊娠8か月になりますので、そこで7,000件という形になります。委員のおっしゃるとおりです。

続きまして、2つ目の御質問です。5ページ目の5番のところでは、トータルの件数と根拠というところになりますけれども、区民健康情報システムについては、区に妊娠届を出されたデータが入力されているものになります。こちらが月あたり概ね600件、その中でデータを抽出し、今回の交付金事業に役立てていくという形になります。トータルでこのシステムに何件入っているかという御質問には、この場でお答えすることはできないんですけれども、およそ月に600件の届出があるという件数になっております。

3つ目の御質問です。6ページ目の第3になります。一般回線の利用をするに当たって、インターネットV P Nのセキュリティがどのように担保されているかという御趣旨の質問です。当区のD X推進担当部にも確認しまして、こちらのL G W A N回線または一般回線を行う場合には、インターネットV P Nの接続を行うということの助言を受けて、このような形で事業者の選定を進めていきたいと思っております。

委員 ありがとうございます。

委員 よろしく申し上げます。この制度自体は、今、少子化が叫ばれている中で、赤ちゃんが生まれた方へのギフトということで、とてもおめでたい話、ぜひ推進していただきたいと思うんですが、見方を変えれば、まさに個人情報保護で、センシティブな情報も含まれるんじゃないかと思うんです。例えば、3ページの下の5番の(1)にある区から委託先へ提供するもの、委託先が本人から収集するものということで、続柄、異動情報、妊娠出産状況、検診の受診状況、近況確認、生活環境、生活習慣、妊娠出産状況等と書いてありますが、ギフトを差し上げるのに、そこまで必要なかという項目もあるのではないかなと、ざっと見て思いました。そもそも、生活習慣とか生活環境というのは何を指すのでしょうか。続柄、世帯主氏名、配偶者ということをお聞きでしょうか。そのあたり、ちょっと言葉の意味が分からない部分があります。

また、これは本当にセンシティブな話なのですが、妊娠出産状況となると、妊娠して出産されなかったという方もいるわけですね。そういう極めて配慮を要する情報も含まれるのかもしれないと思うので、そのあたりは本当に慎重に取り扱っていただきたいなと思います。まずは、その言葉の意味を教えてください。

世田谷保健所副参事 3ページ目、下段5番のところを御覧ください。まず、今回の給付に当たって国が示した事業のスキームに、対象者からアンケート、もしくは面談による聴き取りを行うことが条件として指定されております。例えば、妊娠届出時のアンケートのひな形を見ると、妊婦の方の健康状態であったり、生活習慣に対して、適切に病院につながっているかなど、妊婦の母体への心配事を確認するというこの事項も入っております。そういったことで生活環境や生活習慣等を聴き取り、伴走して、今後、安全に出産につなげていくための支援を区としても行っていきたいと考えておりますので、国のアンケートのひな形を基に、こちらの項目を記載させていただきました。

2点目の流産、死産の方への配慮の御質問につきましては、委員がおっしゃるとおり、区議会からも同様の指摘を受けております。今回のこの事業のスキームに対しては、流産、死産になった方も一言で言えば対象になります。細かい事業の取扱いについては、今後国から示されるところではございますけれども、区といたしましては、支所の健康づくり課の保健師を中心に、そのようなお問合せがあった場合には、慎重に、かつ、丁寧に対応していくという姿勢でおりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員 ありがとうございます。特にそういう方のアフターフォローといいますが、メンタル面でのフォローもお願いしたいなと思います。

会長 ほかにいかがでしょうか。1点だけ、事実確認ですけれども、3ページ目の個人情報の中に書いてある項目と5ページ目の項目で、例えば問い合わせ番号は、5ページ目には入っていますが、3ページ目には入っていませんけれども、そのずれは大丈夫でしょうか。

世田谷保健所副参事 個人情報に当たるかどうかは別として、問合せ番号については、速やかに対象者の方から問合せをいただくために、こちらで刷る番号という形で認識してもらえればと思います。

会長 そうすると、区から委託先へは問い合わせ番号は渡らないということなんですか、わざわざ外してということですか。

世田谷保健所副参事 あくまで記録情報として問い合わせ番号を記録いたします。



会長 分かりました。何かわざわざ抜くのは大変かなと思っただけなので確認です。了解しました。

では、ないようでしたらお諮りをしたいと思います。本件について異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第999号については異議なしと認めます。

諮問第1000号

会長 続きまして、諮問第1000号になります。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 ありがとうございます。資料の9ページを御覧ください。

「健康推進業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の10ページからが諮問の内容となっております。

所管課は世田谷保健所健康推進課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

健康推進課長 世田谷保健所健康推進課長の宮本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

10ページを御覧ください。審議資料No. 2、諮問第1000号「健康推進業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について（妊活オンライン相談等事業委託）につきまして説明いたします。

1、委託の件名でございます。妊活オンライン相談等事業委託でございます。本事業につきましては、妊活や不妊治療等を行っている当事者や家族等が様々な不安等を抱え、心身に多大な負担がかかっていることから、当事者や家族の方に寄り添った専門職による相談を委託により行うというものでございます。

2、委託の内容でございます。今申し上げましたが、不妊治療に悩んでいる区民、その家族、また、将来子どもを持つことを希望している区民に対して、専門職、専門家による相談事業を外部委託により実施いたします。専門職としましては、不妊症看護認定看護師や臨床心理士、胚培養士、ピアカウンセラー等を想定しております。

相談事業の方法は、以下の(1)から(3)まででございます。(1)は、当事業用に委託

先が作成する区専用公式LINEアカウントから遷移した相談フォームを活用する方法により実施いたします。(2)クラウド型の会議サービスの方法により実施します。(3)は通話相談でございます。こちら、いずれも匿名による区民からの相談に対して、先ほど申し上げました専門家チームがアドバイスを行うものでございます。

3、諮問の趣旨でございます。本件は、妊活オンライン相談等事業を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問いたします。

4、対象となる個人の範囲でございます。こちら、妊活オンライン相談等事業の利用を希望する者でございます。

5、委託で取り扱う個人情報の項目、件数でございます。

(1)個人情報の項目、まず1つ目、区から委託先へ提供するものはございません。2つ目、委託先が本人から収集するものは、SNSアカウント、電話番号、メールアドレス、住所 住所といっても世田谷区の世田谷や梅丘という町名までということになります。そして、性別、生年月日、身長、体重というふうが続いてまいります。こちらにいろいろ記載してございますけれども、相談の際に前提となる基本情報を記載してございません。

3つ目、区及び本人以外から委託先へ提供するものはございません。

(2)件数の見込みでございます。こちら先行実施している自治体の実績を基に、年間90件程度ということで見込んでおります。

項番の6から9番につきましては記載のとおりでございます。

10番、委託先の個人情報の保護管理体制ですけれども、こちらの記載のとおりでございますが、委託先の事業者は、現在情報セキュリティマネジメントの取得の審査中の状況であることを確認しております。

11、委託の条件につきましては記載のとおりでございます。

12、委託の開始時期及び期間については、令和5年1月16日から継続して行う予定でございます。

最後、13、委託先でございます。プロポーザル方式により公募を行い、選定委員会による提案書の書類審査、ヒアリング審査により選定した記載の事業者を予定しております。

私からの説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

会長 それでは、質問よろしく申し上げます。

委員 先行自治体の実績により90件ということですが、よその自治体が匿名でやっていらっしやることを、世田谷区でも受け入れたということですか。とてもデリケートな問題なんですよね。それを匿名で、これだけ身長、体重、職業から何もかも出していかなきゃいけないという、心の負担というのはすごく大きいんですね。勝手にデータが取れるだけではなく、そういう方への心のケアみたいなものが、どういうふうになるのかなというのをお聞きしたいなと思ったんです。

健康推進課長 健康推進課長、宮本から御回答いたします。

まず、個人情報につきましては、今マックスの情報を記載させていただいておりますけれども、こちらは利用者の方が御自身で納得してといたしますか、御自身で情報を提供するものでございますので、最初からこれら全部を申告しないと相談ができないというものでは決してございません。あと、先行自治体が匿名で実施ということで、世田谷区も匿名で行う予定でございます。こちらにつきましては、やはり委員がおっしゃるように、すごくセンシティブな内容で、なかなか行政にも相談しづらいというようなハードルの高さのある、非常にデリケートな相談内容でございますので、そういったことで今回匿名で専門家チームによる相談を受け付けるという形で本事業を開始しようということにした次第でございます。

委員 ありがとうございます。

委員 3つほど教えてください。1つは、10ページのところに、区から委託先へ提供するものはありませんとなっておりますが、言わば、こういう事業についての情報は、区が把握しているデータではなくて、委託先が本人から収集する形で収集しますよと。そもそも、この事業そのものの周知というのは区としてどういう形で、該当するような方に対して行っていくのか、そのことをまず1つ伺いたい。

それから、先ほどもお話になりましたけれども、これは匿名とは言っても、氏名以外はかなり詳細な個人情報ですよね。当然プロファイルが、かなり絞り込みができていって、相当可能になるということで、場合によっては特定することもできる、そういう情報だと思います。その場合に、この相談を受けたところでの情報の取扱いなんですけど、収集した個人情報の保管とか、それから相談というのは時限的なもの、あるいは一定継続にもなるのかもしれませんが、その一定の時の経過で消去するということが必要になってくるかと思っておりますけれども、その消去する場合の方法とか、消去したことの確認というのがどんな形で行われるのか、そこを2点目で伺いたい。

それから3点目は、委託先として書いてあります株式会社ファミワンという事業者が、過去にどのような事業実績があるのか、そこを確認の意味で教えていただければと思います。

健康推進課長 まず情報でございますが、委員がおっしゃるとおり、区から委託先へ提供する情報はなく、あくまでも御本人様が提供したい情報、要は相談をするにあたっての個人の前提となるいろんな条件ですね。その方を取り巻く環境ですとか、そういったことを伝えたいという事柄に対して、御本人から情報を伝えてもらうということでございます。

続きまして、2点目の広報でございますけれども、広報は区が中心になって行うものでございます。現在予定しておりますのが、区の公式のLINEですとか、ホームページ、区のお知らせ、ツイッターなどによる周知を予定してございます。そのほかに、健康推進課では、ネウボラ面接、両親学級、乳児健診等を実施しておりますので、そういった中で、この事業についての周知を図っていく予定でございます。

3点目、情報の消去の方法でございますけれども、こちらの契約としては、年度ごとということになっておりまして、そのときに、その情報をどうするかというところで、まずは事業者と協議して決定していくというところでございます。委託事業者は、個人情報保護を徹底しておりまして、その点については、今後事業者と委託契約を実際にしていく段階で適切に管理をしていきたいと考えてございます。

委員 今御回答いただいた中でいくつか、再度確認の意味で教えてほしいんですけども、相談の情報の消去については、年度ごとに事業者と相談して取扱いを定めたいというお話があったんですが、委託の開始時期及び期間について、令和5年1月16日から継続して行うと記載されています。その継続した中で、当然人によっては、かなり長期にわたることもあり得るわけです。それは一旦、年度が変わるごとにリセットするということなのか、それとも、継続的な相談がある場合には、データはきちんと保管をした上で対応するということなのか、そこは先ほどの説明では明確ではなかったもので伺いたいんです。

それと、私がした3点目の質問というのは、このファミワンという事業者そのものが、どういうふうな事業の実績が他の自治体等であるのか、そこを教えていただきたいと思いました。

健康推進課長 大変失礼いたしました。まず、情報の消去につきましては、委託先のほうで利用者様の要望に基づいて確認をして、個人情報の消去を行い、また、それを利用者様にきちんと通知する予定でございます。情報システムの管理者が指定するツールを利用し

て、IT機器業務で利用したデータを完全に消去し、復元できない状況にして、情報システム管理者の了承を得るといったファミワンの情報セキュリティの規定のもとで適切に処理をいたします。

また、先ほどの株式会社ファミワンの過去の事業実績でございますけれども、自治体では、横須賀市、長崎県、杉並区、その他の自治体においても、本来の相談業務ではございませんが、似たような業務を請け負っておられます。そのほかには、全日空ですとか、TBS厚生会ですとか、企業の福利厚生部門として不妊治療の啓発ですとか、そういった事業を請け負っておられます。

また、もう1点、先ほど申しそびれましたけれども、年度を越えて相談を継続したいという希望者については、そのまま相談情報は引き継ぐことといたします。

会長 よろしいでしょうか。

委員 ありがとうございます。

委員 ちょっと伺いたいことがあります。まず、妊活オンライン相談、妊活って出てまいりますよね。この妊活という名称は、こういう文書に出てきてしまうぐらいなものなのでしょうか。私はちょっと何かなじめない気がします。それが伺いたいなということの一つ。

あと、LINEですとか、その辺が大丈夫なのかなというのが1つと、それから、委託先が本人から収集するものはマックスでこれだけあるという話でしたけれども、お話ししなくてもいいものもいっぱいありますよね。本人が、名前と電話番号以外は言いたくありませんというのでも大丈夫なわけですか。ちょっと気になりましたので質問させていただきました。

健康推進課長 まず1つ目のお尋ねの妊活という言葉でございます。こちらの言葉に関しましては、いろいろ庁内でも意見もありまして、初めは妊娠を希望する方への相談事業とか、そういったような事業名でもあったところではございますけれども、分かりやすい短い言葉がいいのではないかとということで、こういった名称になった経緯がございます。また、先行自治体でも妊活というような言葉を使っておりましたので、そういったところを参考にさせていただいたという経緯がございます。

次に、2つ目のご質問でございますけれども、委託先が本人から収集する項目として記載しているのは、マックスの項目でございますので、御相談者様がおっしゃりたくないことは当然おっしゃらなくて結構ですということで、相談を受ける側が、これについていろいろ情報を収集し、突っ込んで聴くというような相談事業ではございません。

もう1点、LINEで大丈夫かというお尋ねがございました。LINEは、あくまでも相談の入口でございまして、登録をするときにLINEから入っていく、その後は、委託先が構築した独自のシステムの中でやり取りをするという形態でございますので、LINEのように短文でやり取りをするというような相談形式ではございません。

会長 では、今、委員から指摘があったように、妊活という言葉の使い方については、運用する上で御検討いただければと思います。よろしくお願いたします。

ほかにございますか。では、私からちょっと確認させてください。このファミワンは、いろんな企業に関わっていることについては承知しているんですけども、ファミワンのプライバシーポリシーを確認しますと、個人情報と利用者情報という言葉で切り分けをして定義されていて、例えば職業、年齢、郵便番号、性別等は、個人情報ではなく利用者情報として収集するんだという言い方をされているんです。その辺は世田谷区とは考え方が違うわけで、私どもは個人情報だと考えているわけですので、この辺の切り分けについて、世田谷区としてはどう整理されているのかということの確認と同時に、ファミワンのプライバシーポリシーによると、利用者情報については、もっと幅広く収集を予定されていて、例えばユーザーが検索された検索キーワード、広告の利益、クッキー情報、IPアドレス、年齢、端末の個体識別情報等々いろいろあるんですよ。これについては収集をファミワンに対して停止といたしましょうか、してはいけないということを強制されるのか、されるだけの強制力は持ち得るのか、その辺はどうなのかということが1つです。

関連して、利用者情報の収集に関しては、同じようにプライバシーポリシーの中で、氏名、銀行口座、クレジットカード、運転免許証番号など個人情報をお尋ねすることがありますというふうにはっきりと書かれていて、ファミワンとしては企業活動として、そのような利用者情報の収集の可能性について触れていらっしゃるわけですけども、それは、世田谷区としては絶対に聴いちゃいけないというふうに禁止事項として契約を結ばれるのか。そのあたりについて、両方とも関連しますけれども、2点確認のためお尋ねいたします。よろしくお願いたします。

健康推進課長 ホームページ上にファミワンのプライバシーポリシーが掲載されておりますが、こちらは、民間用のサービスについて記載されております。今回、区は自治体として契約を締結いたしますので、そこに書かれていることとは異なるところがございます。当然、世田谷区の方針に従いまして、担当課として進めてまいりますし、この個人情報以外の件につきましても、今ファミワンで行っているサービスとしてホームページ上に掲載さ

れているものと、今回、区が委託する相談事業というのはイコールではございません。世田谷区仕様に全てカスタマイズをさせていただいておりますので、その点は問題ありません。

会長 では、それは契約できちんとファミワンに対して制限をかけるというふうに今のお話で理解いたしましたので、ぜひ明文化して、契約としてやっていただければと思います。ほかはよろしいでしょうか。

では、ないようでしたらお諮りをいたします。諮問第1000号について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第1000号については異議なしと認めます。ありがとうございます。

諮問第1001号

会長 続きまして、諮問第1001号になります。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の12ページを御覧ください。

「子ども家庭支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置及び「子育て支援業務」における個人情報の「子ども家庭支援業務」への目的外利用についてでございます。

次の13ページからが諮問の内容となっております。

所管課は子ども・若者部子ども家庭課及び保育部保育認定・調整課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託、4、目的外利用でございます。

それでは、所管課を代表して子ども家庭課より説明いたします。

子ども家庭課長 子ども・若者部子ども家庭課長の小松です。私から諮問内容について御説明させていただきます。

第1、外部委託に伴う個人情報の保護措置についてです。

1、委託の件名につきましては記載のとおりでございます。

2、委託の内容でございます。子育て家庭の負担を軽減するため、家事支援用品の購入支援事業を外部委託により実施します。区内在住の1歳または2歳、生年月日で言いますと、平成31年4月2日から令和4年4月1日生まれの児童のうち、保育サービスを利用し

ていない保護者を対象とします。

区から専用の家事支援用品購入用ウェブサイトにおいて使用できるポイントを対象児1人当たり5万円まで付与します。対象者は、ウェブサイトにおいて利用申請及び希望する商品の申込みを行うことで商品が発送されます。なお、付与されたポイントを超過する申込みにつきましては、クレジットカード決済による自己負担とします。

具体的な委託の内容は(2)のとおりでございます。

3、諮問の趣旨、家事支援用品購入支援事業に係る業務を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問するものでございます。

4、対象となる個人の範囲につきましては、本事業の対象となる児童及びその保護者でございます。

5、委託で取り扱う個人情報の項目及び件数です。(1)個人情報の項目につきましては、区から委託先へ提供するものは、児童の氏名、住所、生年月日と、保護者の氏名、住所、生年月日でございます。委託先が本人から収集するものは、児童の氏名、住所、生年月日と、保護者の氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレスなど記載のとおりでございます。区及び本人以外から委託先へ提供するものはございません。

(2)件数につきましては、約9,700件を見込んでおります。こちらは、年齢要件の対象児童数2万417人から、区で分かる保育サービスを利用している児童の割合から算出した人数を差し引いたおおよその数となります。

6、個人情報を取り扱う場所につきましては、委託先事業者の事務所でございます。

7につきましては記載のとおりでございます。

8、委託先との個人情報の授受の方法につきましては、文書、電子記録媒体及び回線結合によりますが、回線結合につきましては詳細を調整中のため、次回の情報公開・個人情報保護審議会で改めて諮問いたします。

9から12につきましては記載のとおりでございます。

13、委託先につきましては、入札による事業者選定中でしたが、本日入札が完了しまして、契約候補の事業者が決まりました。

第2、目的外利用についてでございます。

目的外利用の理由と諮問の趣旨につきましては、併せて御説明いたします。本事業の実施に当たり対象者を区で抽出し、対象者への案内送付を迅速に行うとともに、家事支援用



品の申込受付及び問合せ対応等を適切に実施するため、個人情報をも目的外利用するものでございます。このことから、保育認定・調整課の子育て支援業務で管理しております個人情報を目的外利用するものであり、条例第15条第1項第4号の規定に基づき諮問するものでございます。

3から5につきましては記載のとおりでございます。

6、目的外利用する個人情報の項目及び件数です。

(1)個人情報の項目につきましては、児童の氏名、住所、生年月日と、保護者の氏名、住所、生年月日でございます。

(2)件数につきましては、約9,700件を見込んでおります。

7、利用の方法につきましては、保育認定・調整課において本事業の対象となる児童及び保護者を抽出し、そのデータを子ども家庭課から委託先へ提供するものでございます。

8、利用の開始時期及び期間は記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

会長 では、質問よろしくお願いたします。

委員 ちょっと教えてください。東京都の令和4年度時限の補助事業の活用というふうに書かれています。その関係で、15ページにあります、委託の開始時期及び期間が令和5年1月から同年の5月まで予定というふうになっているかと思うんですが、そういうふうな理解、つまり、都の事業の活用ということから、委託期間について、このように限定をしたという理解でよろしいのか。したがって、今回1回限りの実施ということで理解していいのかどうかを、まず1点確認させてください。

それから2点目は、先ほど14ページのところで、件数(見込み)で9,700件という数字が示され、それについて御説明があったんですが、最初に審議された出産・子育て応援事業の関係で、7,000件という数字がありました。その数字、7,000件というものと9,700件のところには、かなり重なる部分があるかと思うんですが、その数が違うのがどういう意味合いなのかをちょっと教えていただきたい。

それから3点目の質問ですけれども、これはデータの保有課が保育部保育認定・調整課で、実際にそのデータを利用するのが、子ども・若者部子ども家庭課ということなんですが、その場合、15ページの第2の1に書いてある「本事業の対象者を区で抽出し」というのは、今回の事業の概要の 対象者のところに、この児童の保護者であって、なおかつ保育サービスを利用していない者という限定があることから、恐らく保育園の非利用者の抽

出を行うという意味合いかと思うんですが、そういう理解でよろしいのかどうか、その3点だけ教えてください。

子ども家庭課長 子ども家庭課長よりお答えいたします。

1点目につきましては、東京都の補助事業のほうを活用しますことから、今回限りの実施となります。そのために委託期間を限定して実施ということになっております。

2点目につきましては、対象児童の生年月日から抽出しました対象者数が約2万件となっております。そこから、明らかに保育サービス利用と区のほうで分かる方々を除いた件数としまして、見込みで9,700件というような形となっております。

3点目でございますが、先ほど申し上げました保育サービスです。こちら認定保育施設事業、認証保育所、保育室、保育ママなどが、区のほうで把握できる対象の保育サービスとなりますが、こちらのデータを管理しているところが保育認定・調整課となりますので、対象児童の全体のデータとサービス利用しているデータを突合しまして、そのサービス利用されている方々を除くために、今回目的外利用させていただく予定でございます。

委員 ありがとうございます。

委員 目的外利用する意味は分かるんですが、保護者の生年月日まで要するという必要性はどこにあるのかお聴きしたいんです。子どもはもちろん生年月日が必要なんでしょうけれども、保護者の方の生年月日が必要というのはなぜなのか、お聴きしたいなと思ったんです。

子ども家庭課長 今回、こちらのほうで案内を送付する際には、児童のお名前等から抽出いたします。御案内を発送させていただく際には、児童のお名前に保護者様というような形で御案内させていただきます関係上、お申込みされた方が実際にその方の保護者であるかどうかというところを特定するために、お名前、住所、生年月日を入力いただくようにつくりとさせていただいております。

委員 親の生年月日がなかったら分るとか分からない問題ではないというような気がするんですが、住所と氏名があれば、しかも、出生届が出ているわけですから、そこで何で保護者の生年月日まで要のかなというのが疑問なんですけれども。

子ども家庭課長 御案内をさせていただく際には、児童の方のお名前となります。それを受け取った御家族の方がお申込みいただきますので、その際に、御家族の方が児童の保護者であるかというところを確認するために、入力をいただくというところになります。その入力いただいたものと、こちらで把握している方が同一であるかという確認のために提供

いただくということになっております。

委員 それでは、あくまでも識別というところでなんですね。

子ども家庭課長 そうでございます。

委員 分かりました。

委員 今の続きになるんですが、識別のために生年月日を聴くということですが、14ページの5番に載っているところの個人情報の項目で、区から委託先へ提供するものと委託先が本人から収集するもの、両方に住所とか生年月日が載っていますよね。だから、例えばその児童の本当に保護者なのかどうかという確認は、区のレベルでやっておけばいいのではないのでしょうか。区で審査をしていれば、委託先が本人からわざわざもう1回収集する必要はないんじゃないですか。

子ども家庭課長 区から委託先事業者提供しましたデータと御本人、申込みをいただいた方から事業者がいただいた情報とを突合するような形になりますので、両面から提供というような形になります。

委員 要するに、委託先はわざわざそういう審査まではしなくて、もう区の段階で正式な保護者だという審査は終わっているということで、委託先までそれを知らせる必要はないのではないですかと申し上げているんです。

会長 恐らく、所管課だけではなくて、区としてのある種のルールに基づいているんじゃないかと思えますけれども、区政情報課からでも結構ですが、お願いします。

子ども家庭課長 子ども家庭課長からお答えいたします。

御案内をお送りしました後に、受け取った方からお問合せ等をいただく際がございます。その際に、申込者を特定するために、区からあらかじめ事業者側に3点の情報を提供するというような形になっております。

委員 それは今、会長がおっしゃったように、区の内規か何かがあるんですか。委託先においても、生年月日を調べて、本当の保護者かどうかもう1回調べるといような内規みたいなものがあるんですか。

子ども家庭課長 区のほうでの内部基準というわけではございませんが、今回、事業を迅速に進めるために、コールセンター業務のほうも委託しております。そちらでお問合せがございました際に、御回答が速やかにできるように、御本人様かどうか、保護者様かどうか確認させていただく際に使わせていただきます。

会長 本人確認をする場合に、一般企業でもコールセンターがやっているように、2つない

し3つを聴くということは一般的だと思うんですけども、そのルールとして、今回は住所と生年月日を選んできているという理解なんだと思いますが、これで本人特定をするんだという理解でよろしいわけですね。所管課のほうは。

子ども家庭課長 そのとおりでございます。

委員 1点だけ、今日決まった委託先、参考までに教えてください。

子ども家庭課長 入札事業者につきましては……。

委員 委託事業者、今日決まったとおっしゃいましたよね。

子ども家庭課長 入札いただいて落札した事業者になりますが、株式会社JTBでございます。

委員 JTBというのは旅行代理店のJTBですか。

子ども家庭課長 そのとおりです。

委員 その企業は、こういうことも事業の一つとしてやり始めたんですか。要するに、専門家なんですか。

子ども家庭課長 過去の受託実績としましては、新型コロナワクチンの住民接種につきまして、接種券の発送、予約等を実施しております。

委員 JTBとしても、いろいろな方向でビジネスを展開しているということなんですか。一応、了解しました。

委員 1点確認させてください。対象者は、区内在住の1歳または2歳ということなんですけれども、13ページで生まれが平成31年4月2日からの人というのは、1歳とか2歳じゃないような気がしたので、ちょっとそこだけ確認させてください。

子ども家庭課長 正確には、こちらの生年月日のほうを御覧いただければと思います。令和4年度におきまして1歳であった方、または2歳であった方という形になりますので、既に今年度の年度末までに3歳になられる方も含まれております。

会長 よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。

では、お諮りしたいと思います。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第1001号については異議なしと認めます。ありがとうございました。

諮問第1002号

会長 次に、諮問第1002号になります。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 資料の17ページを御覧ください。

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の18ページからが諮問の内容となっております。

所管課は障害福祉部障害保健福祉課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

障害保健福祉課長 障害福祉部障害保健福祉課長、越智より御説明申し上げます。諮問第1002号の御説明でございます。

委託の件名は、地域障害者相談支援センター事業委託でございます。

2の委託の内容でございます。18歳以上の障害者及び18歳未満の障害児で分けておりますが、その方々並びに保護者等の地域における生活を支援するため、各地域、世田谷区内に5地域ございますが、地域障害者相談支援センター運営業務を外部委託により実施しているものでございます。この相談支援センターにつきまして、区民向けには通称名、平仮名で「ぽーと」と呼んで御利用いただいているという状況でございます。様々な御相談をお受けする中で、現在、相談は対面による実施を基本としてございますけれども、新型コロナウイルスの感染症等によりまして来所が難しいような場合、また、御自身の体調ということもあって対面が急遽できなくなったという事例もありますので、そういったことに対応するために、今後、メールですとか、Zoom等を活用したオンラインによる相談業務も実施するものでございます。

3、諮問の趣旨でございますけれども、区の条例第12条に基づきまして、個人情報の項目を追加するものでございます。

4の対象となる個人の範囲としましては、センターを御利用されている方のうち、オンライン相談を希望する方ということでございます。

5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数でございますが、新たな項目として、御本人からメールアドレスを収集するものでございます。

次のページに移りまして、(2)件数、こちらはあくまでも見込みでございますけれども、これまでの実績から見まして、5地域合わせまして約1,770件を年間で見込んでござ

います。

6の個人情報を取り扱う場所につきましては、それぞれの委託先の施設になります。

7の個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無でございますが、こちらはございません。

8番から10番につきましては記載のとおりでございます。

11、委託の条件につきましては、セキュリティ対策等を契約条件といたしまして、委託先に遵守をさせるものでございます。

12の委託の開始時期及びその期間でございますけれども、今回御審議でお認めいただきましたら、年が明けて、令和5年の1月から継続して実施したいと考えてございます。

なお、13番、委託先（参考）として、記載の社会福祉法人、またNPO法人に委託している業務となっております。

御説明は以上です。

会長 ありがとうございます。では、質問をお願いいたします。

委員 2点ほど教えてください。まず、件数の関係なんですけど、これまではセンターで、対面による相談が多かったが、これからはいろんな事情があってオンラインを行いますよと。その関係で、件数（見込み）としてある1,770件というのは、オンライン相談を希望する方がこのくらいでしょうということなのか。そうすると、オンライン相談を含んだ全体のセンター利用者というのは、大体年間にどのくらいになっているのか。それを教えてくださいたいのが1点です。

それから、これはあくまでも確認ですが、委託先に5つの事業者が並んでいますけれども、ちょうどこれは5地域に相当して、地域ごとに分担という意味合いでここに並んでいるのか、あるいはその地域分担とは関係なしに、単に5つの事業者がありますよということなのか、そこをちょっと教えてください。

障害保健福祉課長 障害保健福祉課長よりお答え申し上げます。

まず、件数の見込みでございますけれども、ぼーとの5地域全体で令和3年度、延べで約3万5,000件の相談の実績がございます。そのうちの約1,770件ということで、今後もあくまでも対面や電話という相談が主であることは変わらないと思っております。ただ、その中で先ほど申しましたように、コロナの関係とか、対面での相談を予定していたけれども、体調面で行けなくなった、そういった方への措置として、オンラインでの相談も可能とするようにということで見込んだ数字でございます。

それから、13番の委託先につきましては、5地域それぞれで事業者を公募しております。お示ししている法人がそれぞれ1つの地域を請け負っているという形になっております。それぞれプロポーザルによる公募で実施をして、受託していただいているという結果でございます。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかはいかがでしょうか。ないようでしたら、お諮りをしたいと思います。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第1002号については異議なしと認めます。ありがとうございました。

諮問第1003号

会長 次に、諮問第1003号になります。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の20ページを御覧ください。

特定個人情報保護評価における第三者点検についてでございます。

次の21ページからが諮問の内容となっております。

所管課は地域行政部番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課及び住民接種担当部住民接種統括担当課でございます。

それでは、番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課の説明の後、住民接種統括担当課より説明いたします。

番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課長 マイナンバーカード交付推進担当課の意見です。よろしく申し上げます。

お手元の審議資料21ページに沿って御説明させていただきます。

まず、1の諮問の趣旨についてです。(1)には番号制度の導入の経緯について記載してございます。

(2)番号制度では、個人情報の適正な取扱いの観点から、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の個人情報保護法令が整備されまして、様々な安全措置を講ずることとされています。

その1つが(3)にございます特定個人情報保護評価です。マイナンバーを含む個人情報

報を取り扱う場合、事務ごとに評価を実施する必要がありまして、取り扱う対象者の数などにより、評価の軽いほうから順番に、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価と3段階に分かれております。さらに、継続的かつ定期的に実施されますように、特定個人情報ファイルを保有するときだけでなく、何らかの変更があった場合等には、再評価を実施するという手順も定められています。

今回諮問させていただきます予防接種実施事務は、対象者数が30万人以上となることから、先ほど御説明した中での最も評価の重い全項目評価に該当いたします。区民意見募集や第三者点検の再実施が義務づけられていることから諮問するものでございます。

項番2以降の詳細につきましては、住民接種統括担当課より御説明いたします。

住民接種担当部長 住民接種担当部長、久末でございます。引き続き御説明をさせていただきます。

項番2の諮問の内容を御覧ください。番号法第28条の規定において、行政機関の長等は特定個人情報ファイルを保有しようとするとき、または重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を実施することとされています。これまで新型コロナワクチン接種証明書につきましては、区で受付、交付する紙様式の証明書のほか、マイナンバーカードを用いたオンラインによる電子交付、スマホを使ってアプリで取得する方法等がありましたが、このたび、本年7月26日より新たにコンビニエンスストアでの紙様式での証明書交付を開始いたしました。これにより、特定個人情報ファイルについて重要な変更を加える必要が生じたため、規則第7条第4項に基づく評価書の第三者点検について、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条の規定に基づき諮問をさせていただくものでございます。

なお、本来であれば、この運用開始前に評価を実施する必要がありましたが、国から規則第9条第2項の規定である緊急時の事後評価の適用対象となり得るものとの考えが示されたため、事後での評価実施となっております。国から示された考え方につきましては、23ページからの別紙1のとおりに記載がございます。

次に、32ページを御覧ください。予防接種に関する事務概要の全体図になります。今回のコンビニ交付開始に伴いまして、証明書交付センターシステムとコンビニエンスストア等のキオスク端末が全体図の下部に追記されています。コンビニのキオスク端末から接種証明書の交付申請があった場合、証明書交付センターシステムを經由して、当該区市町村の接種記録を照会するフロー図等を示しております。今回のコンビニ交付開始に伴う変更



内容につきましては、73ページからの別紙3にまとめております。

なお、変更内容につきましては、別紙1で国より示された評価書の記載に基づき修正をしております。

22ページのほうにお戻りください。項番3の区民意見募集ですが、結果等は記載のとおりになっております。

項番4のマイナンバー制度セキュリティ会議は11月29日に開催されまして、そこで本件につきましては了承されております。

項番5、項番6については記載のとおりになります。

説明は以上です。

会長 ありがとうございます。これについては、2つに分けてお諮りする必要があります。

まず1つは、この第三者点検をする場合には、基本的には、この本会で最終的には了承するとしても、小委員会にかけて詳細の検討をするという必要性が一般にはあると考えていて、これまでもそのようにしてきた例が多いということがございます。ただし、今回に関しては、コンビニ交付の項目としてはたくさんあるんですけども、シンプルな内容でありますので、本会での審議で1回で了承を取る、そういう審議方法としていいのかどうかということについて、まずは御意見をいただきたいと思います。そのうえで、ここでもう決めてしまおうということであれば、今の内容で第三者点検を了とするかどうかということについて確認をさせていただきたいと思いますが、事務局のほう、そういう進め方でよろしいでしょうか。

区政情報課長 よろしくお願いいいたします。今、会長のおっしゃった流れで進めていただきたいと思いますと考えております。

会長 では、進め方としまして、小委員会をつくることなく、今日の本会で審議をするということで進めさせていただきたいと思いますが、御了解いただけますでしょうか。

では、早速内容について、御質問等々よろしくお願いいいたします。

委員 今、会長からもお話があったこととの関係なんですけれども、本来ならば事前に、しかも、一定の段取りを踏んでということですが、緊急性ということで、今回はこういう形にしますよ。その場合の参考として、22ページの4のところ、「令和4年11月29日開催の令和4年度第2回マイナンバー制度セキュリティ会議にて審議し、了承された」、こういうふうに記載がありますが、このマイナンバー制度セキュリティ会議での了承のときの、言わば了承の判断の根拠、そこではどういうことを確認してこうなったのか、それを

参考までに伺いたいと思います。

番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課長 番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課長からお答えいたします。

まず、今回の事後評価に至った経緯としましては、国のほうから今回の案件が緊急を要することということで、本来的には、事前にやるべき評価なんですけど、事後でやってもよいというような形の通知が来ているところによります。それをもとに、通常、個人情報保護審議会にかける前に、マイナンバーのセキュリティ会議のほうを毎回開催させていただいておまして、そちらのほうで事前にお諮りしているという状況です。今回、マイナンバーのセキュリティ会議のほうでは、今回と全く同じ資料を委員の皆様事前に御提供しまして、各委員で御確認いただいて御質問等をいただいたという流れになっております。実際に、今回の案件について当然了承されましたので、否定的な御意見というのではなくて、各種御質問を幾つかいただいたというところになっております。そういった中で、皆様にいただいた質問も再度委員の皆様と共有して、皆様で御了解いただいた上で御承認いただいた、そのような流れで今回の個人情報保護審議会への諮問という形に至っております。

委員 事情は分かりました。

会長 念のために、皆さんに改めて確認をさせていただきますけれども、今日の資料で言うと、67ページが一番下ぐらいからが、今回、全項目調査で変更している点が並んでいて、もっと分かりやすいのが、73ページの別紙3からが、いわゆる改定前と改定後の違いに線が引いてあって分かるようになっております。基本的にはコンビニ交付ということをするために、様々な規定上、文言が入っていったというのが今回の変更で、それに対し、セキュリティ会議のほうでは、基本的にはそれによって個人情報保護についてのセキュリティ度といいたいでしょうか、特段大きな変更はないんだというのが結論というふうに理解をしておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

委員 特定個人情報保護評価書というのは、いわゆるマイナンバーを組んでいる個人情報ファイルが漏えいしてしまったときに、どんな影響があるか、危険性とかを事前に評価しましょうということだと思っておりますけれども、今回の資料で言うと、リスクについて書いてあるのは59ページですかね。もともと評価してあったものに今回追加したということですので、59ページが一番下のほうに、コンビニ交付のことで幾つか、新たなリスクとして追加されたということになるかと思っております。特定個人情報、マイナンバーが入力される道が

1個増えたわけですね。コンビニから入ってくる可能性があるということなので、当然そこに伴ってリスクがあるということで、その評価をこの評価書に書いているということだと思います。基本的には、いわゆるコンビニで住民票を出したりするのと同じような仕組み、インフラにのっているんだと思いますけれども、そう考えると、システムの面でのセキュリティがどうなっているのかというのが非常に重要になるかと思っておりますので、さっきのリスクのところはその辺が書いてあるということだと思います。マイナンバー制度セキュリティ会議のほうでも、その技術面で見てもらえたということですので、私も見た限りでは承認してもいい内容じゃないかなというふうには思っています。

会長 ありがとうございます。という形で、専門家からの確認も終わっているという状況にはなっておりますが、いかがでございましょうか。

1点、私からですけれども、最初に委員からも話があったように、本来であれば、事前にきちんと評価すべき内容であったというふうに理解をしています。今回に関しては、世田谷区民の利便性が向上するということですので、セキュリティ上、問題もないという確認が取れていることを鑑みて、諮問に対しては了としたいと思っはいるんですけれども、一方で、やはり緊急性があれば何でもオーケーというのは問題がありますし、もっと言うならば、本当にこれは緊張性があるのかということ、単に自治体に対しての連絡が遅かったから、緊急性があるかのような状況になってしまったというだけですから、本来でいうならば、きちんと前もって地方自治体が余裕を持って全項目評価できるようなスケジュールを組むべきであったというふうにも言えると思います。

ですので、世田谷区のほうには何ら責任はないと思うんですけれども、国が緊急性という名目で地方自治体がきちんとチェックができないようなスケジュールを組むということに関して、一言見解を求めるぐらいのことはしてもいいのかなと思っています。特にマイナンバーに関して、あるいはワクチン接種に関してはこれが初めてではないので、少しこの審議会で国に対して、今後注意してほしいと、そうしないと地方自治体がきちんと責任を持って個人情報を守ることができなくなるんじゃないですかと、そういう注意喚起はしたほうがいいかなとは思っております。今日、時間があれば少し議論をしていきたくはなりましたが、予定時間も過ぎていきますので、もしよろしければ、今のような形で審議会としての意見をまとめるということについての御意見を少しいただいた上で、今日のところは諮問を了解していくという手続を取っていきたいなと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

委員 内容としては問題ないと思いますけれども、本来そういう手続が法の中に整備されている中で、それを潜脱するような形になっていますから、そのようなコメントを入れていただくことには、私も同意いたします。

会長 皆さん方、いかがでしょうか。

委員 私も今、会長がおっしゃられ、それから委員からもお話があったように、やっぱり自治立法権を持っている自治体としての視点から見ても、本来の在り方の問題に照らしてみても、このような緊急性を求められたその背景にあったのは、行政のいろんな手続の上での遅滞があったわけで、そうではなくて本来のところをきちんと生かすことが大事だということを、きちんと意見表明することは必要かなと思います。これから、この種の問題がまた出てくる可能性がありますので、そういう注意喚起の意味でも、問題提起はしておいたほうがよろしいのではないかなと思いました。

会長 ありがとうございます。では、今後、副会長と御相談しながら、少し文面を考えて、事務局にはお手数になりますけれども、審議会で了解を取った上で正式な文書にさせていただければと思いますが、事務局のほうはそれでよろしいでしょうか。

区政情報課長 ありがとうございます。事務局としましても、今、会長が取りまとめいただいたような話の流れでお願いしたいと存じます。本件は区長からの諮問ですので、審議会の会長から、いわゆる世田谷区長宛ての御意見という形でいただき、世田谷区長から国へ伝えるような流れを担当課と含めて検討してまいりたいと思いますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

会長 分かりました。では、本題とは少し離れましたけれども、改めて、諮問第1003号についてのお諮りをしたいと思います。

特段、ほかに御意見等々はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 では、意見を付議することを確認した上で、この諮問第1003号については異議なしとして認めたいと思います。よろしく願いいたします。

## (2) 報告事項

・事前送付した報告事項に係る質問への回答について

会長 では続きまして、事前に事務局から送付いたしました報告事項第351号から第353号についてであります。委員の皆様方につきましては、内容を事前に確認いただきまして、質

問があれば事務局に質問をいただきました。その回答について、御説明を事務局よりお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の82ページを御覧いただきたいと思います。

こちら、事前に送付させていただきました報告案件3件につきまして、委員の皆様からいただきました質問と、それに対する回答を記載しているところでございます。委員の皆様におかれましては、この回答をもって御了解いただきたいと考えております。

事務局の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

会長 ありがとうございます。では、この回答をもって、事前に確認した報告事項を了解したいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

ありがとうございます。ほかにありませんでしょうか。ないようでしたら、この報告を了解いたします。

### (3) その他報告事項

・ 諮問第994号「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う世田谷区の個人情報の取扱いに関する運用上の細則等について」の答申について

会長 次は、第994号の「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う世田谷区の個人情報の取扱いに関する運用上の細則等について」の答申についてです。事務局より説明をお願いいたします。

区政情報課長 ありがとうございます。本日、長時間になっておりまして大変申し訳ございません。その他報告ということで、お礼の意味合いで少しだけ報告させていただきます。

諮問第994号ということで、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う世田谷区の個人情報の取扱いに関する運用上の細則等につきまして、審議会の委員の皆様のお協力によりまして、12月19日付で答申として取りまとめいただきました。この間、小委員会を設置していただきまして、2回にわたり専門的な知見に基づく御議論をいただいた後に、審議会の委員の皆様から書面による質疑を通して御審議いただきました。御礼を申し上げます。

資料の85ページ、答申の「はじめに」の最後の段落です。「これから世田谷区が条例改正案の策定及び事務運用の検討を行ううえでも、本答申をもとに世田谷区個人情報保護条例が改正され、それに基づく新たな個人情報保護制度が運用されることにより、世田谷区の個人情報保護制度がより充実したものとなることを期待します」、このように会長に書

いていただきまして、本当にありがとうございます。今回のことを区としても受け止めて、区としての条例改正案の策定を進めてまいりたいと考えております。

なお、今後、条例改正案などについて御報告させていただきたいと考えております。引き続き、皆様の御協力よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、説明は以上でございます。

会長 小委員会の取りまとめにつきましては、委員長に多大な御尽力をいただきまして、ありがとうございます。改めてお礼申し上げます。むしろ、これからが事務局は大変かと思いますが、ルールづくりにつきまして、引き続きよろしくお願いいたします。

では、この件につきまして御質問ありますでしょうか、よろしいですか。

ないようでしたら、ただいまの報告を了解したいと存じます。

最後に、事務局より何か報告があればお願いいたします。

区政情報課長 本日も、長時間にわたり御審議いただきまして誠にありがとうございました。本日の会議次第にも記載しておりますように、令和4年度第8回の審議会につきましては、令和5年2月3日金曜日午後2時からです。また、令和4年度第9回の審議会につきましては、2月17日金曜日午後2時から、いずれもオンラインでの開催を予定しております。

ただし、案件の状況によりましては、いずれか1回のみ開催とさせていただく可能性もございますので、もう少し近くなりましたら、追って御連絡させていただきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

会長 では、ほかにありませんようでしたら、本日はこれで終了したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

### 3. 閉 会

会長 ありがとうございます。これをもちまして閉会といたします。